

令和5年度高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金(2次募集)に対する質疑への回答

令和5年10月6日

番号	質問事項	回答
1	<p>本事業で整備する次世代ハウスの事業費(補助金を除く)についてリース会社を活用した資金調達を検討している。以下の契約で事業の活用は可能か？</p> <p>&lt;契約内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社にて次世代ハウスの事業費を積算し、その事業費でリース会社に売却。リース会社より弊社へリースした後、弊社より農業者へリースを行う。</li> <li>・補助金を受領した際には、補助金相当額をリース会社に一括で支払う。</li> <li>・リース契約期間は、処分制限期間と同じ14年間。</li> <li>・整備したハウスのリース期間満了後は、リース会社から弊社に無償譲渡。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウス業者(施工業者)とリース会社による共同申請も補助事業の対象としますので、事業の活用は可能です。</li> <li>・整備するハウスの所有者が、ハウス業者又はリース業者のいかににかかわらず、処分制限期間の14年間は任意の農業者に貸付けてください。</li> <li>・処分制限期間を超過した補助財産の取り扱いについては、各自でご判断ください。</li> </ul>
2	<p>1番の契約内容が認められる場合、補助金の支出先はどこか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金は申請者に支払います。</li> <li>・共同申請する場合は、支払い先の口座にリース会社の口座を指定してください。</li> </ul>
3	<p>リース期間中(14年間)の支払い方法に制限があるか。</p>	<p>整備するハウスを貸し付ける際の支払い方法について、県が制限を設けるものではありません。</p>